

関市公平委員会会議録

◆日 時 平成30年8月8日（水）午前10時00分～10時25分

◆場 所 関市役所5階 5-1会議室

◆出席委員 委 員 掛 布 真 代
委 員 福 田 尚 雄
委 員 田 中 健 児

◆事 務 局 市長公室長 井 上 敬 一
行政情報課長 安 田 肇
行政情報課係長 三 輪 有 紀
行政情報課書記 須 田 崇 之

◆会議録

事務局（課長） 定刻より少し早いですが、平成30年度第1回公平委員会を始めさせていただきます。

はじめに市長公室長からご挨拶を申し上げます。

市長公室長 （市長公室長挨拶）

事務局（課長） それでは、昨年の公平委員会で協議し今年の4月からは掛布委員さんが委員長に就任することになっておりますので、掛布委員長さんにこの後の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 （挨拶）

公平委員会は長年案件がないということで、いざあった時に右往左往するといけませんので、各種研修会への参加、どうかご理解をいただきたいと思います。できれば、岐阜県内の研修会には参加したいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは議案に入らせていただきます。

次第に基づきまして、議案第1号、これは例年議題に上がるものですが事務局より説明をお願いします。

事務局 平成30年8月1日付で関市職員労働組合から職員団体登録事項変更届が提出され、同日受理をいたしました。資料は1ページから7ページをご覧ください。

これは、関市職員団体の登録に関する条例第4条第1項から第3項までの規定により、登録事項変更届が提出されたことによるものです。

公平委員会は、この変更届を受理してから、30日以内に登録した旨又は登録しない旨を職員団体に通知することになっています。

今回の登録事項の変更につきましては、本年5月17日及び18日に関市職員労働組合事務所において、役員改選の選挙が執行され、別紙の変更届のとおりの結果となり、当職員労働組合員の信任を得たものであります。

なお、役員改選選挙は、資料の3ページ及び4ページのとおり適正に行われております。

以上、ご報告させていただきます。

委員長

ありがとうございました。ただいま、関市職員労働組合の職員団体の登録の変更について、説明がありました。法律上、労働組合等職員団体を変えると届出しなくてはならないという決まりになっているので、毎年、この形で議題に上がってくるものです。何か質問等ありましたらお伺いしますがいかがでしょうか。

委員

異議なし。

委員

異議なし。

委員長

それでは、関市職員労働組合の職員団体の登録の変更については登録することに決定いたします。

続きまして、2号議案でございますが、関市公平委員会規則の一部改正につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料8ページから13ページをご覧ください。この「関市公平委員会規則の一部改正」につきましては、関市行政組織規則の改正に伴い改正しようとするものです。内容といたしましては、10ページをご覧ください。別表（第5条関係）の「総務管財課長」を「行政情報課長」に改めるというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局から関市公平委員会規則の一部改正について説明がありました。これについてご質問等ありましたらお伺いします。いかがですか。

委員

初めてですので1つ質問させてください。組織の大きな変更があった旨は、先ほどお伺いしましたが、前の課がなくなってしまったということですか。変わるのはどういう理由ですか。

市長公室長

（組織再編の説明）

・一番大きな異動は、教育委員会に属する生涯学習課、スポーツ推進課、文化

課を市長部局にもってきたこと。市長の方針等いろいろなことを考慮しての再編である。

- ・もともとあった総務管財課が行政情報課と管財課にわかれた。行政情報課は行政事務的な管理、電子情動的な管理をするので、市長にいちばん近い市長公室とし、管財課は物やお金を管理するので財務部とした。

委員長 規則としても名前が変わるだけなのですね。

市長公室長 総務管財課が事務管理と財産管理をしていましたが、事務管理を行政情報課、財産管理を管財課にわけたということで、事務管理的な公平委員会とか選挙管理委員会は行政情報課が担当するということです。今回の改正は、総務管財課長が管理していた公平委員会の印鑑を、行政情報課長が管理するという変更でございます。

委員長 ほかにご質問はございますか。
では、この議案第2号については、ご異議ございますでしょうか。

委員 異議なし。

委員 異議なし。

委員長 では、関市公平委員会規則の一部改正について改正することに決定いたします。続きまして、3号議案であります「関市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。資料14ページから18ページをご覧ください。この「関市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正」につきましては、関市行政組織規則の改正に伴い改正しようとするものです。

この「関市管理職員等の範囲を定める規則は、地方公務員法第52条第4項に「管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める」という規定に基づき定めているものです。今回、平成30年4月1日の行政組織の改編に伴い、資料11ページから13ページのように部や課の名称が一部改正されましたので、それにあわせて改正しようとするものです。

改正箇所としましては、資料18ページがわかりやすいので、そちらをご覧ください。1つめに、市長部局の中の2行目「秘書広報課の課長補佐（行政改革担当に限る。）」を削除する点。2つめに、2行目「職員課」を「秘書課」に変更する点。3つめに、3行目「企画広報課の課長補佐（行政改革担当に限る。）」を追加する点。4つめに、4行目「総務管財課」を「行政情報課」に変更する点。5つめに、5行

目「文化財保護センター所長」を追加する点。こちらは今回の組織改編によって、教育委員会から市長部局へ移管したものであり、従来は管理職員に入れておりませんでした。所長という職責から考えますと他の所長と同じく、「重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員」に該当するため、新たに追加するものです。6つめに8行目「温泉施設長」と、教育委員会事務局の中の4行目、「図書館長」を削除する点。こちらは、現在、指定管理者がそれぞれの施設を運営するようになり市としては長を置かなくなったため削除するものです。7つめに、教育委員会事務局の中の1行目、「地域教育事務所長」を削除する点。こちらは、今回の組織改編で「地域教育事務所」がなくなったことによるものです。8つめに、教育委員会事務局のなかの3行目、4行目の「公民館長」「中池公園事務所長」「中池自然の家所長」「文化会館長」「総合体育館長」を削除し、市長部局の中に追加する点です。こちらは、組織改編により、教育委員会から市長部局に移管になったため改正するものです。

以上の8点の改正をしてよろしいかご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、事務局から関市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について説明がありました。これについてご質問等あればお伺いします。いかがでしょうか。

委員 ありません。

委員長 中池の所長とか自然の家の所長とか管理者に入れていいのですか。素朴な疑問ですが。

市長公室長 説明を申し上げますと、管理職員の範囲は何かというと組合活動ができるかできないかということなんです。基本的に管理職手当を支給している職員はできないということにしようと、これは全国的に当たり前の話で管理職手当が出ているのはここに入っている職員です。中池の所長についても管理職手当が出ておりますのでそれで組合活動をご遠慮いただくというものです。ここで管理職手当が出ていないのに組合活動ができないとしているのが、単純に言うと4人だけです。秘書課の人事担当と給与担当、担当と言いましてもたくさんいますけど、総括的なものということで人事担当1名と給与関係1名、企画政策課の行革、行政改革担当に限る、とありますけど、行政改革といいますとどうしても職員の給与とか処遇とかというところが行政改革の内容になってくる可能性がありますので、行革を担当するキャップに関してはご遠慮いただこうと。それから、もう一つは行政情報課の法制担当ですけど、法制についても職員の給与とか変えようとする事前に法制のほうで事前にどういう風に直すかやってもらうことがありますので、事前に情報を知ることが可能ということで、一応、法制と行革と人事と給与、その4名については、管理職手

当がない位置づけですけど、組合活動は遠慮していただこうと。組合との関係でできるだけそういう職員を少なめにしようと、組合活動をできる権利をはく奪するわけですので、できるだけそういうことはやめようと、最低限の4名ということですとやってきていることとございます。中池の所長とかそういうあたりの人も管理職手当を出しているということで管理側の職員という風に判断しております。

委員長 所長さんと肩書がついておりますと大体は管理職と理解できます。たまに出勤時間に拘束があるかないかとか、手当が出ていても低廉であったりすると管理職にあたらないことがあります。ご説明は理解できました。それでは、ご異議ございませんか。

委員 ありません。

委員 ありません。参考までに、いいですか。この案件とは別に。管理職員等の範囲を定める規則は、公平委員会にかけなければならないのですか。

市長公室長 そうです。公平委員会の規則ですので、この委員会で決定しないと変えられない。

委員 何かに書いてありますか。

市長公室長 はい。改正があると、いやほとんど改正がないものですから。

委員長 それでは関市管理職等の範囲を定める規則の一部改正についてはご異議なしということでしょうか。

委員 異議なしです。

委員 ありません。

委員長 それでは、改正することに決定いたします。

最後の議題です。4号議案であります「平成31年度関市公平委員会委員長の選任」につきまして、事務局からお願いします。

事務局 説明させていただきます。委員長の選任につきましては、地方公務員法第10条第1項の規定により選挙を行うこととなっておりますが、平成26年度の第1回公平委員会において、委員長を4月から3月までの1年交替とすることが決定しております。今年は掛布委員さん、去年は福田委員さんでしたので、順番でいきますと、来年の4月からは田中委員さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。内容としましては、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分に対する審

議等がない場合、委員会は毎年この時期に開催する関市職員労働組合の役員変更等に関する確認のみとなることが考えられます。ただ、来年に関しましては、5月上旬、多治見市で開催予定の「岐阜県公平委員会連合会通常総会」において、次年度開催市である関市公平委員長の挨拶がございますので、それだけをお願いすることになります。

なお、福田委員さんにおかれましては、今年の10月30日に任期が終了しましたら、そこで辞められるという意向を伺っております。

ではご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局から「平成31年度関市公平委員会委員長の選任」につきまして、説明がありました。ご質問があればお伺いします。

委員

初めて参りましたらそういうお話で、何もないことを祈るばかりですが、何かありましたら、大きな穴をあける可能性がございますので、それまで事務局の皆さんと各委員さんにはご協力を願うようにお願いをしまして異議を申しません。

委員長

田中さんの異議がないということで、福田委員よろしいでしょうか。

委員

異議ありません。

委員長

では平成31年度関市公平委員会委員長の選任につきましては田中健児さんを選任することにいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案はすべて終了いたしましたので、これで第1回関市公平委員会を終了させていただきます。

上記の会議録は、事実と相違ないことを証する。

平成30年8月30日

会議録署名者

委員長 掛布 真代

委員 福田 尚雄

委員 田中 健児